

2022年3月10日

各 位

会社名 株式会社 東京楽天地  
代表者名 代表取締役社長 浦井 敏之  
(コード番号 8842 東証第1部)  
問合せ先 取締役総務人事担当 高山 亮  
(TEL 03-3631-3122)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月27日開催予定の第123回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、取締役会の監督機能を強化し、執行役員制度を導入することに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年内に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除し、改めて第16条（電子提供措置等）を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年4月27日

定款変更の効力発生日（予定） 2022年4月27日

以上

## 【別紙】

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
(招 集)	(招 集)
第14条 当会社の定時株主総会は、毎年2月1日から3 <u>カ</u> 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。	第14条 当会社の定時株主総会は、毎年2月1日から3 <u>か</u> 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	第15条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会の決議によって選定された取締役</u> が招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会ならびに監査等委員会	<p>第4章 取締役、<u>取締役会および執行役員</u>ならびに監査等委員会</p>
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第20条 当会社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。	第20条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
2 取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。	2 (現行どおり)
(代表取締役、 <u>役付取締役および相談役、顧問</u> )	(代表取締役、相談役 <u>および顧問</u> )
第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。	第23条 (現行どおり)
2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(削 除)
3 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。	2 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の決議によって選定された取締役</u> が招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>3 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。</p> <p>2 執行役員は、取締役会の監督のもとで、当会社の職務を執行する責任と権限を有する。</p> <p>3 執行役員は、取締役を兼務することができる。</p> <p>4 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。</p>
第32条～第42条 (条文省略)	第33条～第43条 (現行どおり)
附 則	附 則
(新 設)	<p>(効力発生日等)</p> <p>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお</p>

現行定款	変更案
	<p><u>効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日</u></p> <p><u>または前項の株主総会の日から 3 か月を</u></p> <p><u>経過した日のいずれか遅い日にこれを削</u></p> <p><u>除する。</u></p>

以 上